

小松島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者又は自身の性を認識していない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、双方が次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方又は双方が、本市に住所を有している者であること又は宣誓をした日から1月以内に市内への転入を予定している者であること。
- (3) 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 当事者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組している又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

2 次条に規定する宣誓書に未成年の子の氏名を記載する場合は、当該子がパートナーシップにある者の一方の子であり、かつ、生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定しているものである場合は、その事実が確認できる転出証明書、賃貸借契約書の写し等の書類）
- (2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類

のいずれかを提示させなければならない。

- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
 - (5) 前4号に掲げるものに準ずるものとして市長が適当と認める書類
- 3 宣誓書は、市長が指名する者の面前において、宣誓しようとする者の双方がそろって自ら記入しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めたときは、代筆によることができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。以下同じ。）に代えて当該氏名以外の呼称で広く使用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称を使用する者は、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称を使用していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、提出のあつた宣誓書、添付書類等を確認し、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしているとき、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）、パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「カード」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

- 2 前条第1項の規定により通称名を使用しているときは、当該通称名及び戸籍に記載された氏名を受領証及びカード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 市長は、受領証等の交付を受けた者から、当該受領証等の紛失、毀損等を理由にパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）の提出があつた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(内容の変更)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届出書（様式第5号。以下「記載事項変更届」という。）に当該変更内容が分かる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 宣誓書から当該子の氏名を削除するとき。
- (2) 宣誓者の氏名の変更があつたとき。
- (3) 転居・転入・転出したとき。

(4) 子の氏名の変更があったとき。

(5) 子の氏名の追記を行うとき。

2 宣誓者は、宣誓書に記載した子が成年となったときは、前項の記載事項変更届を市長に提出することにより受領証等における子の氏名を削除するものとする。

3 市長は、第1項の理由による記載事項変更届の提出を受けた場合は、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号)に交付を受けた受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他市長がやむを得ないと認める理由があるときは、返還届出書の提出をもって受領証等を返還したものとみなす。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 当事者の一方が死亡したとき。

(3) 当事者の双方が市外に転出したとき。

(4) 第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があった場合

(2) 第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなった場合

2 前項の規定により無効となった宣誓者は、受領証等を返還しなければならない。

(個人情報)

第11条 市長は、この要綱に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年小松島市条例第37条)等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。